

## 災害時における被害状況の調査等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人配管調査普及協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲が管理する公共施設及び避難所並びに市町村が設置する避難所等（以下「公共施設等」という。）の被害状況の調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生し、公共施設等が被災した場合において、甲の要請に応じて、乙が配管調査ロボットを活用した公共施設等の被害状況の調査等（以下「調査等」という。）を実施し、当該施設の速やかな復旧工事を行うために必要な事項を定めるものとする。

### （調査等の内容）

第2条 調査等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被災状況の調査
- (2) 公共施設等の被災に係る災害応急対策及び復旧工事のための設計
- (3) その他災害応急対策に必要な事項

### （要請）

第3条 甲は、公共施設等が被災した場合において、必要と認めるとき及び市町村から甲に要請があった場合、乙に対して、原則として災害時協力要請書（第1号様式）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 第1項の規定による要請があった場合に、乙は、必要に応じて山形県内及び隣県の会員企業に対し調査等の実施に係る協力を要請するものとする。

### （実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による調査等の実施要請（以下「調査等の要請」という。）を受けたときは、可能な限り調査等を実施するものとする。

### （情報の提供）

第5条 甲は、乙が調査等を円滑に実施することができるように、県内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、調査等を実施するに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

3 乙は、調査等を実施する上で、当該調査等に係る公共施設等の被災以外の被災を知り得た場合は、可能な範囲においてその状況に係る情報を甲に提供し、甲の情報収集に協力するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、調査等を実施した場合は、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を災害時要請業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （調査等の実施体制）

第7条 乙は、あらかじめ調査等に必要の実施体制を甲に報告するものとする。

2 乙は、調査等を速やかに実施するため、必要な技術者、資機材等の確保及び動員の方法を定めておくものとする。

### （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、調査等の要請に関する事項の連絡を円滑に行うため、それぞれこの協

定の  
とき  
(結  
第9条  
2 前  
乙が  
(携  
第10  
事由  
(有  
第11  
し、  
は、  
とし  
(協  
第12  
その  
この  
の1通  
令

定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第9条 調査等に要する経費は、甲又は甲から支援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の経費の算定は、災害等が発生する直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 調査等の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月21日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県  
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形市大字風間字地蔵山下2068番地  
一般社団法人配管調査普及協会  
代表理事

菅原康弘